第１章　岐阜県の森林づくりの目指す姿

１　岐阜県における森林づくりの基本理念

森林が本来の機能を発揮するようになるまでには50年～100年以上にわたる長い年月を必要とします。このため、森林づくりは常に将来の目標とする森林の姿を描きながら計画的に行うことが必要です。

また、森林の持つ多面的機能は広く県民が享受していることから、森林所有者、森林組合、事業者、NPO、ボランティア団体、県民などが適切な役割分担の下で、県民協働により継続性のある森林づくりを行うことが必要です。

そのため、岐阜県では平成18年に森林づくり基本条例を制定し、森林づくりの基本理念を「揺るぎない長期的展望と県民協働による持続可能な森林づくり」とし、図1-1-1に示す3つの方針に基づき「岐阜県森林づくり基本計画」を策定し、継続性のある施策の展開を目指しています。

基本理念　**「揺るぎない長期的展望と県民協働による持続可能な森林づくり」**
（３つの方針）
①県民の生命・財産と良好な環境を守る、健全で豊かな森林づくり
②森林資源の循環利用を通じて活力ある地域社会を実現する、林業及び木材産業の振興
③社会全体で森林づくりを支える、人づくり及び仕組みづくり

図1-1-1 岐阜県における森林づくりの基本理念

２　１００年先を見据えた森林づくり

（１）現状と課題

本県における森林面積は 862 千 ha と県土のおよそ 81％を森林が占めています。そのうち民有林人工林は 309 千 ha で、これらの大半は戦後の拡大造林により植栽されたスギ、ヒノキ林となっており、人工林全体の６割以上が 10 齢級（46 年生）以上の主伐期を迎えています。

こうした中、平成 27 年 10 月に開催した第 39 回全国育樹祭では、次の世代に豊かな森林をつなぐことの大切さを全国に発信するとともに、１００年先を見据えた森林づくりの必要性について考えてきました。

一方で森林づくりにかかる現状を見ると、

- 齢級構成の平準化（主伐と再造林における森林の「若返り」の推進）
  ５齢級（25 年生）以下の若・幼齢林が全体の５％以下と非常に偏っており、人工林の齢級構成の偏りをこのまま放置しておけば、将来的には木材資源の安定供給に支障をきたし、林業や木材産業に大きな影響を及ぼすことが懸念される。
- 木材生産に適した場所の絞り込みと人工林の手入れ不足の解消
  戦後の拡大造林では、復興のために急増した木材需要に対応するため、天然林が人工林へと転換され、その中には、尾根部や急傾斜地等の木材生産に適さない地域も多く含まれていた。また、こうした地域を含め、手入れが行き届かない人工林では、森林の持つ公益的機能の維持が困難となることが危惧される。
- 新たなニーズへの対応
  住民の生活の安全や観光振興の観点からの森林づくりの必要性がある。

といった課題があります。

こうした状況から、人工林の利用期を迎えるいま、長期的な視野のもと森林の現状を見つめ直し、気象や地形等の自然条件、資源量や地域の生活環境・文化等を考慮しつつ、森林づくりの将来の目標を設定することが重要です。そして、目標達成に向けて効率的に森林づくりを進めるために、それぞれの地域の実情に応じて、適切な場所に適切な森林を配置するといった計画を考える必要があります。

（２）１００年の森林づくり計画（森林配置計画）

これらを受けて、平成 29 年度からの第３期岐阜県森林づくり基本計画では、これまでの林業活動を重視した「生きた森林づくり」と、環境を重視した「恵みの森林づくり」を継続するとともに、望ましい森林の姿への誘導と人工林の齢級構成の平準化を図るため、「１００年先の森林づくり」に取り組むこととしています。

この取組みでは、１００年先に向けて望ましい森林の姿へ配置の見直しを行う、１００年の森林づくり計画（以下、「森林配置計画」という）を市町村と連携を図りながら策定することとしています。

そして、岐阜県森林づくり基本計画と地域森林計画は整合を図る必要があることから、本計画において森林配置計画の策定に係る基本的な事項を定めることとし、市町村森林整備計画において具体的な内容を定め、これを県が取りまとめたものを森林配置計画とすることとします。

（３）将来目標区分

森林配置計画では、森林の現状、気候や地形といった自然条件や法規制等の諸条件を踏まえた上で、経営、環境、観光、生活といった人の活動に寄り添う視点により、木材生産を目的とした「木材生産林」、公益的機能を重視した「環境保全林」、景観を重視した「観光景観林」、身近な生活環境の保全を目的とした「生活保全林」の４つの森林区分（以下、「将来目標区分」という）を設定すること

とします。

林業を行う上で条件の整った森林は、持続的な林業経営を行う「木材生産林」として維持管理し、主伐と更新を行います。それ以外の木材生産で経済的採算の見込めない森林や、保安林等の法規制により保全すべき森林は「環境保全林」とし、人工林では主に天然林化や針広混交林化を進めるとともに、天然林では、天然力を活用して公益的機能を維持していくこととします。

また、観光道路沿いの景観的価値が高い森林や、集落や生活道路に隣接する森林については、これらの区分に併せて「観光景観林」や「生活保全林」に指定し、地域の方針を踏まえながら、景観や地域住民の生活環境に配慮した森林整備を進めることとします。

現在の姿と 100 年後の望ましい森林の姿のイメージは図 1-2-1 のとおりです。

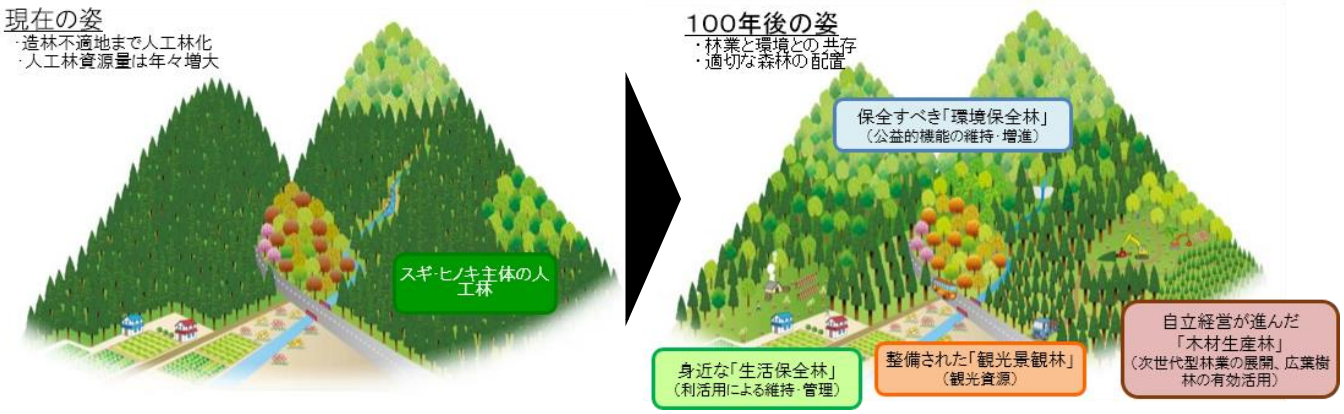

図 1-2-1　現在の姿と 100 年後の望ましい森林の姿のイメージ

将来目標区分において、本県の民有林 66 万 ha は、「木材生産林」か「環境保全林」のいずれかに区分することとし、「観光景観林」と「生活保全林」はこれらに重複して設定することとします。また、これらの区分の設定基準と整備方針について、本計画第４章「森林整備及び保全方針」において定めるものとします。

森林配置計画の区分ごとの定義とその対象とする森林は図 1-2-2 に示すとおりです。

区分	木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林
定義	・主たる目的が木材の生産である森林 ・主伐と更新を行う森林	・公益的機能の高度な発揮が期待される森林 ・木材生産しても経済的採算の見込めない森林	・優れた森林景観を形成することで、観光振興に寄与することができる森林	・倒木の危険、気象災害や獣害などから地域住民の生活を守るための整備が必要な森林
主に対象とする森林	・造林の適地であって、団地的なまとまりがある森林 ・道から近いなど木材の搬出条件が整っている森林 ・木材生産に関する具体的な計画がある森林 	・公益的機能を重視すべき森林 ・道から遠いなど木材生産しても経済的採算の見込めない森林 ・保安林などの法規制がある森林 ・木材生産林以外の森林 	・観光道路から眺望でき、景観的価値が高い森林 	・集落や生活道路等に隣接する森林の区域

図 1-2-2 森林配置計画の将来目標区分ごとの定義と対象とする森林

（４）望ましい森林配置への誘導の考え方

現在の森林配置から１００年後に向け、将来目標区分によって森林の配置を見直して徐々に誘導していくものとします。

望ましい森林配置への誘導について、第３期岐阜県森林づくり基本計画における考え方は、図 1-2-3 のとおりです。

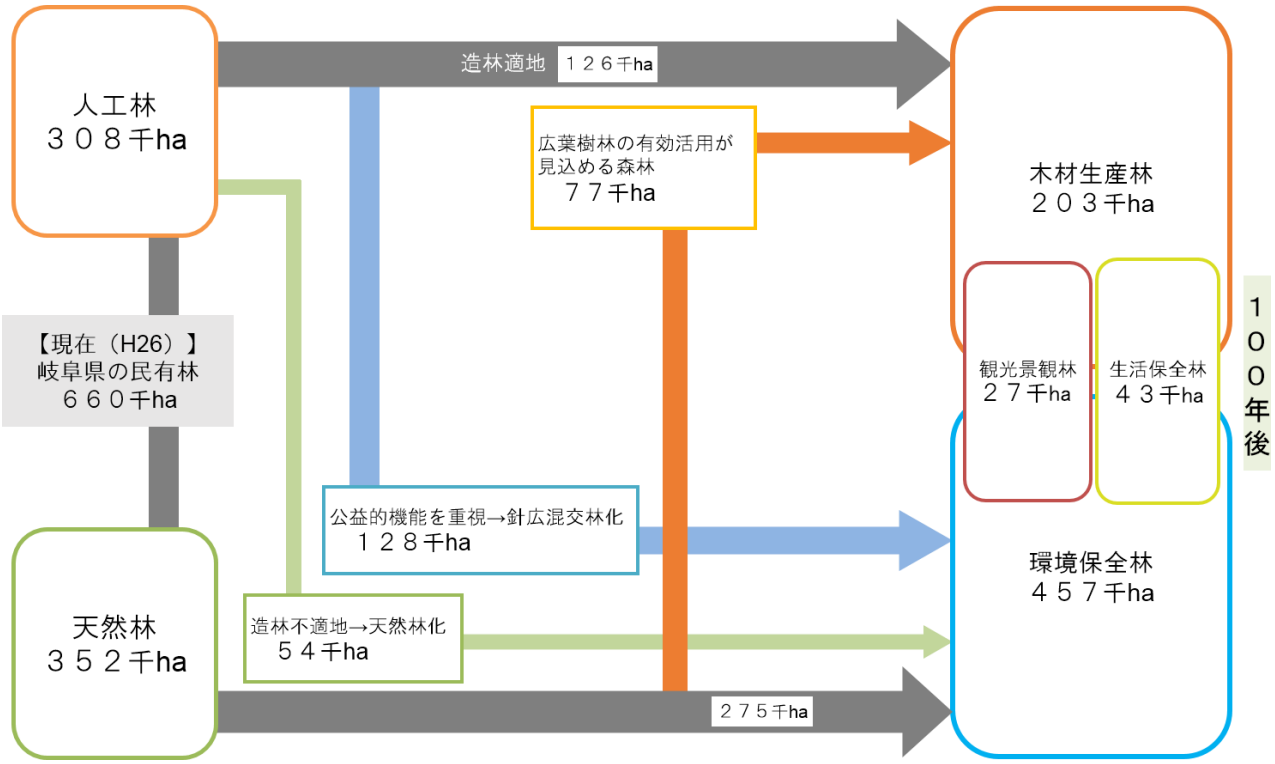

図 1-2-3 現在から 100 年後に向けた森林配置の見直しのイメージ

人工林の齢級構成の平準化を図るために、主伐と再造林による若返りを推し進めます。令和 3 年度には年間 450ha、そして将来的には 1,000ha の主伐・再造林を行うことによって、１００年後には齢級構成がほぼ平準状態になると予測します（図 1-2-4）。

また、人工林における資源量から考えると、①人工林の齢級構成平準化のための皆伐、②人工林を適切に維持・管理していくための間伐、③環境保全林への移行のための皆伐、間伐等によって、１００年後の民有林では、現在の木材生産量の約 2.5 倍にあたる 90 万 m3／年を生産することが可能となります（図 1-2-5）。

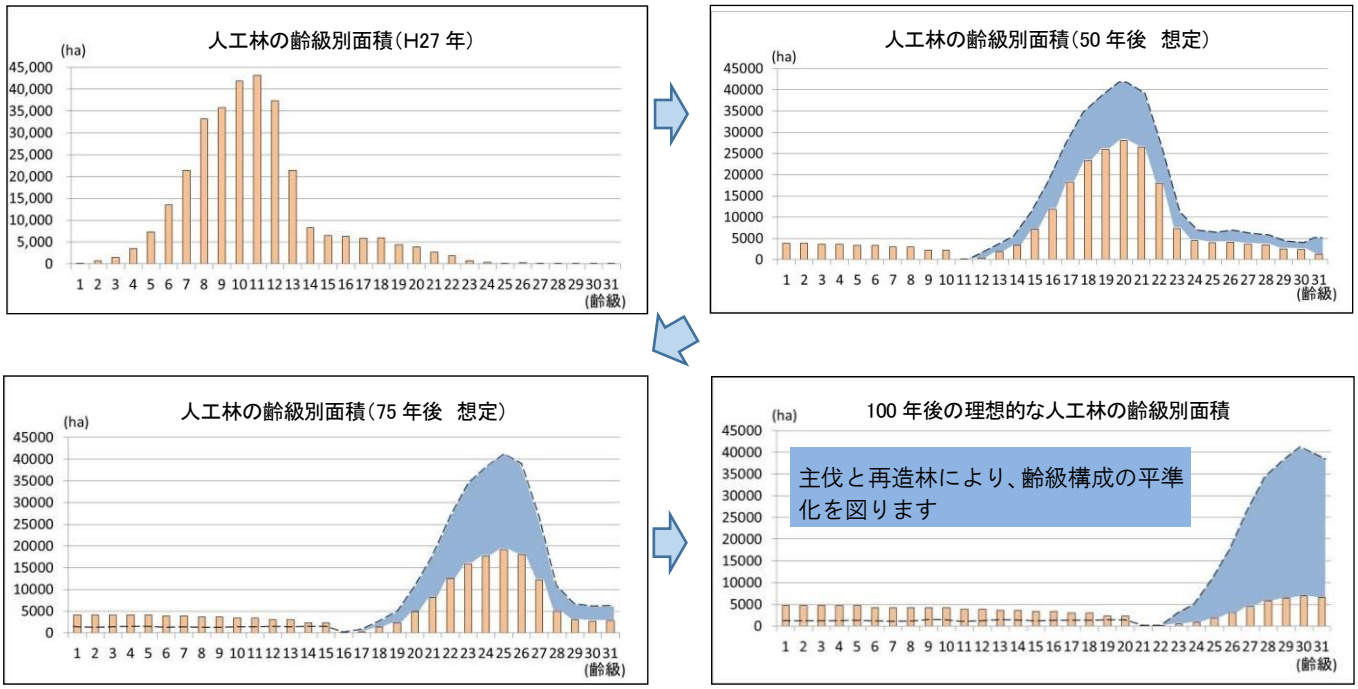

図 1-2-4 人工林における齢級構成（シミュレーション）

※50 年後、75 年後、100 年後のグラフにある点線のラインが現状を維持した場合を表し、点線と棒グラフの間の塗りつぶしの部分が、天然林化、針広混交林化等によって減少する面積です。
１００年後にはピークがほとんどなくなるとともに、再造林の成果によって若齢林の面積も増え、ほぼ均衡状態の齢級構成となります。

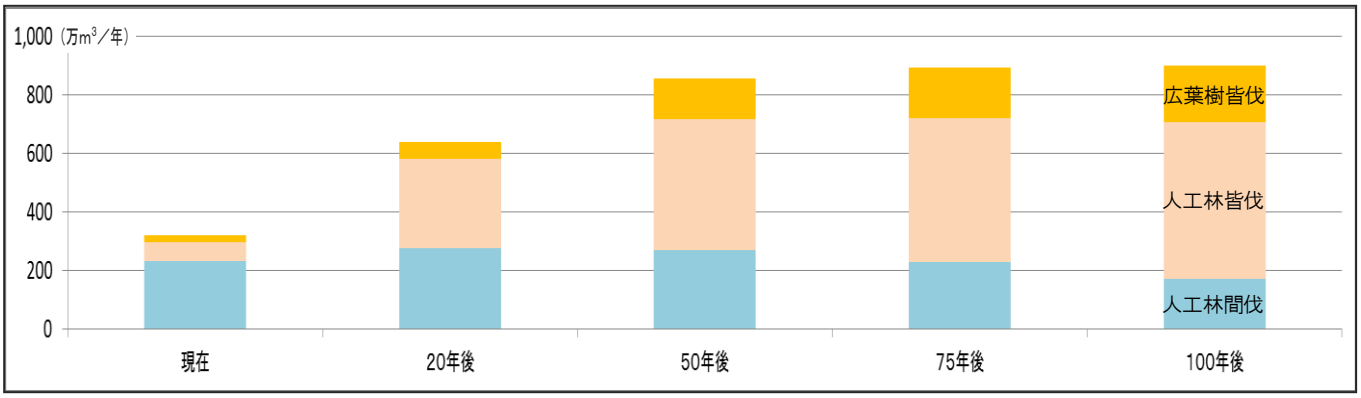

図 1-2-5 人工林の資源量からみた木材生産可能量（シミュレーション）

※木材生産に適した人工林を厳選して再造林していくため、人工林面積は減少しますが、効率的な林業経営が可能となり、木材生産量は現在より増加します。